

建築基準法第7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定する

中間検査の対象を拡大します

福山市では、建築基準法第7条の3第1項第2号により中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を指定（平成17年福山市告示第542号）しており、その期間は2020年（令和2年）12月31日までとしています。

このたび、この告示を改正（2021年（令和3年）1月1日施行）し、2023年（令和5年）12月31日まで中間検査を継続するとともに、中間検査の対象を拡大します。

2021年（令和3年）1月1日以降に確認申請書を提出するものから適用されますので、特に、階数が3以上の共同住宅・長屋の建築を計画する際には、この中間検査の対象の拡大の施行を考慮した建築計画を行うようお願いします。

○改正告示の概要

1 中間検査を行う建築物の用途及び規模に『階数3以上の共同住宅及び長屋』を追加します。

2021年（令和3年）1月1日から	2020年（令和2年）12月31日まで
次の（1）又は（2）に掲げる建築物の用途及び規模とする。 （1）棟ごとに新築する戸数が1の住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2未満であるもの又は居住以外の用に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。） （2）棟ごとに新築する階数が3以上の共同住宅（建築基準法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含むものを除く。）又は長屋	新たに建設する一戸建ての住宅の1の住戸（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上であるもの又は50㎡を超えるものを除く。）とする。

2 指定する特定工程及び特定工程後の工程の表現の整理など所要の改正を行います。

○その他

- ・建築基準法第18条第2項又は第85条の規定の適用を受ける建築物は除外されます。
- ・中間検査の指定に関する具体的な内容は、福山市のホームページをご覧ください。
(URL：<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kenchiku/2003.html>)

□お問い合わせ先

福山市建設局建築部建築指導課

電話番号 (084) 928-1103

メールアドレス kenshi@city.fukuyama.hiroshima.jp